

高鍋町告示第27号

平成26年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月30日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成26年6月5日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

---

○6月9日に応招した議員

同上

---

○6月12日に応招した議員

同上

---

○6月13日に応招した議員

同上

---

○6月16日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成26年6月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 常任委員会行政調査報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)高鍋町税  
条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)高鍋町国  
民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 報告第1号 平成25年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第7 報告第2号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算に  
ついて
- 日程第8 報告第3号 平成25年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成26年度  
会計予算について
- 日程第9 報告第4号 平成25年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成26  
年度会計予算について
- 日程第10 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第28号 高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負契約  
について
- 日程第13 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第30号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第15 議案第31号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第32号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 常任委員会行政調査報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税  
条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町国  
民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 報告第1号 平成25年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第7 報告第2号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算に  
ついて
- 日程第8 報告第3号 平成25年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成26年度  
会計予算について
- 日程第9 報告第4号 平成25年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成26  
年度会計予算について
- 日程第10 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第28号 高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負契約  
について
- 日程第13 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第30号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第15 議案第31号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第32号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願

---

出席議員（15名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 水町 茂君  | 2番 徳久 信義君  |
| 3番 岩崎 信や君 | 5番 緒方 直樹君  |
| 6番 池田 堯君  | 7番 中村 末子君  |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 後藤 隆夫君 |

11番	青木	善明君	13番	永友	良和君
14番	時任	伸一君	15番	八代	輝幸君
16番	津曲	牧子君	17番	柏木	忠典君
18番	山本	隆俊君			

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間 省二君	事務局補佐兼議事調査係長	鳥取 和弘君
主 査	矢野 由香君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	茂又 哲也君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

---

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成26年第2回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。議会運営委員会の結果報告をいたします。姿勢を正してください。

平成26年第2回定例会の招集に伴いまして、※6月5日、午前10時から議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、専決処分の承認が2件、報告4件、同意2件、契約1件、認定1件、条例改正2件、補正予算1件の13件であります。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところでございます。ま

※後段に訂正あり

た、請願1件も提案されております。

会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員意見の一致を見たところでございます。

今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いを申し上げまして、御報告といたします。

申しわけありません。訂正をいたします。

「6月5日」というふうに申し上げましたが、「6月2日の午前10時から」ということで訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番、青木善明議員、13番、永友良和議員を指名します。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、常任委員会の行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。総務環境常任委員会では、議会行政調査における報告をさせていただきたいと思っております。

日程は5月21日から23日の3日間。調査の目的は、災害に対する予防及び減災などに対するの備えはどうしているのかを調査してきました。場所は和歌山県田辺市では減災関係、大阪府門真市では備蓄関係、兵庫県高砂市では住民への周知のあり方についてなどを行ってきました。参加人員は、総務環境常任委員全員、議会事務局長、総務課長の8名でした。

和歌山県田辺市では、過去、昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震、津波において大きな被害を受けたことから、早くから津波対策として地域住民との話し合いを進め、ブンリと書いて文里地区への避難タワーの建設を行ってきたが、東北地震、津波に関して他人ごとではないと。それまでマグニチュード8.1だった想定を9.1へと変更。マ

グニチュードは1増すごとに3.2倍の大きさとなることもあり、大幅な見直しがなされたとのことでした。

そのためには、地方自治体だけの予算では難しいこともあり、全体事業費2億1,299万円のうち2億900万円補助を受け、過去の被害を受けた文里地区と、先ほども言いましたが、ブンリとかいてモリと読みますが、文里地区から約2キロ離れた※標高20キロのところに、1,000人が一時避難出来る場所の整備が行われたそうです。

そのとき、線路の上を通っている橋をJRと協議、延長して素早く避難場所に行ける対策も合わせて実施されたそうです。ソーラー付誘導灯8基、避難広場にソーラー付広場照明7基が設置してあるとの説明でした。なお、蓄電装置もあり、LEDであれば8時間以上可能であり、運営については、もともとお墓の管理をされていた方々が財団法人であったために、管理運営はそこで行っているとのことでした。

津波避難ビル指定も12施設、指定場所と認識できる案内も確認をいたしました。ちなみに、宿泊したホテルも指定されておりました。

高鍋町でも既に実施されている避難訓練は、子供からお年寄りまで実施しているとのことでした。

防災学習会などで目を引いたのは、「生き抜く力を育む防災教育」として、小学6年生が10年たてば大人になり、10年たてば親になるこのサイクルを上手に生かし、将来にわたり防災の切れ目のない意識づけを行っているとのことでした。

地域力の低下を防ぐ手立てとして、地元の祭り、清掃作業など、日頃から持続的に行うことによって、つながりの強化ができるとの考えで、地道に継続的にとの思いで日々検証されているようでした。

田辺市で特筆すべきことが幾つかありました。平成25年から群馬大学大学院の片田敏孝教授を招聘し、小中学校で10年スパンでの防災教育のために開発されたソフトは、導入時に約420万円くらいの予算だったそうですが、例えば、私の住所——いわゆる私の家をクリックすると、標高や逃げる道の主なものがありますが、自分はこう逃げたいとマウスを滑らせていくと大まかな時間が表示される仕組みになっており、常にインターネット上で自分プラン、マニュアル、想定を図上で見ることができ、その状況の共有が家族、地域間で図ることができるソフトは非常に斬新でした。しかし、今どきの電子機器の発達ソフト、開発の発達からすると、当たり前となるのかもしれないと考えたところでした。

また、避難場所をつくる時も、地域の底力が感じられる思いでした。地域の人々がああでもないこうでもない議論し、それを予算化する。その予算も、国から引き出すチャンスに常に構築している職員の底力が感じられました。常に住民目線で、職員がその力を引き出すように、いろんなアイデアなども駆使している様子が伺えました。私たちに説明された防災まちづくり課担当者が、生き生きと自信を持って説明される言葉に感謝しました。

次に、備蓄の分散を図っておられる門真市へお伺いしました。

※後段に訂正あり

門真市といえば、ナショナル——いわゆるパナソニックの工場がある工場街です。そこでは、市内13の小学校のうち4箇所、中学校6校のうち2箇所に備蓄倉庫を設置、それ以外にNTTなどへも設置。これをもう少し分散する方向であるとのことでした。いずれの備蓄品についても、無駄がないように防災訓練時に使い切っているとのことでした。これらの予算は、国の補助で補ってきたとの説明がありました。予算内訳書もいただいております。

3日目は兵庫県高砂市ですが、ここでは主に内水面对策やハザードマップ地域、地域防災計画などについて調査してまいりました。まさに、ここ何日間かのゲリラ豪雨によって高鍋町が抱えてる内水面問題が、本当にこの調査で役立っていくのではないかと、きのうは考えたところでした。

6項目での質問をそのとき行いました。防災計画の特徴はとの問いに対して、高砂市は内水面对策が重要で、三角州——いわゆるデルタ地帯であり、海拔が0.5メートルというところもあり、近年のゲリラ豪雨は悩まされており、ポンプ設置が不可欠であり、その予算は大きく大変であるとのことでした。

防災行政無線に関しては、その利用は、子供の見守りに関して午後と夕方に音楽放送を行っているとのことでした。また、防災行政無線が風雨などの際に聞き取れないとのもので、高鍋と同じNTTコミュニケーションズを利用し、テレドームサービスを行っているとのことでした。

弱者に対しての情報共有については、要援護者台帳システム導入により、委託先の社会福祉協議会からの報告が円滑になり、個別支援計画作成にも役立っているとのことでした。

ライフラインの確保については、平常時から関係機関等との訓練を行い、各事業者との応援協定の締結を進めているとのことでした。

今回の3箇所の行政調査で得られた情報及び取り入れ可能な点については、報告を受けられた町長を初め、執行部で十分検討の上、素早い対応をお願いして、行政調査の報告といたします。

濟いません。「標高20キロ」と言いましたが、「20メートルのところ」ということで訂正いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。産業建設常任委員会の行政調査報告を行います。

日程は5月13日、14日の2日間です。参加者は産業建設常任委員全員、事務局、産業振興課長の7名で、滋賀県の長浜市と東近江市を訪問調査いたしました。

最初の長浜市では、まちづくりの取り組みについて調査しました。昭和63年に、第三十銀行——いわゆる黒壁銀行の修築のために第3セクターを立ち上げ、ガラス館としたことをきっかけに町の再生が始まりました。ガラス館の成功により、市の補助事業などを

活用し、多くの店舗が歴史ある町並みへの修復を行いました。にぎわいのまちづくり事業や美しい景観地づくり推進事業など、行政のさらなる支援もあり、商店街の空き店舗は、平成元年の65店舗から平成10年には20店舗まで減少しました。来訪者——いわゆる観光客は、平成元年の9万人から23年には265万人と劇的に増加しています。

また、平成26年3月には、第2期中心市街地活性化基本計画を策定し、さらなる目標を持ったまちづくりを行っています。琵琶湖に面する景観と大河ドラマの舞台に何度もなる歴史は、大きな力だと改めて感じました。かつて、郊外型大型店の出店で寂れていた町が、民間の思いと行政の支援で今とても元気であることに、頑張る気持ちを感じました。

2日目は、東近江市の「万葉の郷ぬかづか」で6次産業の取り組みについて調査しました。

八日市市糠塚町は、昭和63年から集落1農場の検討を始め、平成5年に糠塚町生産組合を設立、9年に基盤整備事業を開始しました。12年に工事は完了し、17年には農事組合法人を設立しています。1ヘクタールを基本とする大区画圃場で、最大1筆3ヘクタールという広い水田は少しの驚きでした。地域が機械や労働量を共有して、ゆとりある農業に取り組んでいます。

また、6次産業として、当時としては珍しかった米粉パンを商品化し、直売所での販売や学校給食にも納品しているとのことでした。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。文教福祉常任委員会の行政調査について報告いたします。

なお、事前に調査項目をお願いしてありましたので、主にそれに基づいての報告とさせていただきます。

日時は5月19日から21日までの3日間、委員4名、事務局1名と教育総務課長の合計6名で、滋賀県の湖南市、奈良県の平群町、岡山県の高梁市を訪問調査いたしました。

まず、1日目の滋賀県湖南市のいじめ対策について報告いたします。

滋賀県の南部に位置する湖南市は、平成16年に2つの町が合併し、人口は約5万5,000人で、大阪、名古屋から100キロ圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ地域交流拠点にあります。

滋賀県大津市のいじめ問題については全国的に波紋が広がり、いじめ対策について積極的に取り組んでいる湖南市は、3年前からいじめ未然防止の観点から、児童生徒が主体となった「いじめをしない学校づくり活動」の展開を行っており、教育委員会が主催する「湖南市いじめをなくそうサミット」は、毎年夏休みの8月に小学校9校、中学校4校の代表が参加し、いじめをなくすためにできることを児童生徒自身によって各学校で発信してもらおうとの狙いを持った取り組みです。子供たちが楽しく学校生活を送り、毎日楽し



く学校へ行きたいという願いを叶え、実現させることが学力向上にもつながり、そして、人間関係、集団づくり、学級集団、学年集団、しいては学校集団、そこにかかわることで、一人一人がはじめはいけないという認識を持ち、進んで行動しようとする決意を育てるための特色ある活動とのことでした。

サミットの基本的な進め方は、はじめについて考えるワークショップでアピール文の発表を行い、さらに、サミットで考えたり作成したものを自分たちの学校に持ち帰り、その取り組みを伝え、全校に広げ、はじめをなくそうという傍観者をつくらない仲間づくりにつなげていく取り組みです。

今年の1月には、国の「いじめ防止対策推進法」の制定に基づき「湖南省いじめ対策マニュアル」を昇格させ、「湖南省いじめ防止対策基本方針」を策定。また、「第4回いじめをなくそうサミット」が8月19日に開催される予定で準備が進められているそうです。

湖南省は女性教育長で、2年前に文部科学省から出向、また、湖南省の顧問弁護士とは別に、湖南省教育委員会にも顧問弁護士を置いて、速やかに諸問題対応ができていて大変心強いとのことでした。

2日目、奈良県平群町の古墳などの文化財保護について報告いたします。

平群町は、人口約1万8,800人の歴史ロマンと自然の町で、早くから文化が開け、古墳・奈良時代の有力な豪族であった平群氏が本拠地としたところです。名所、旧跡が数多くあり、まさしく歴史に彩られた町です。

平群町教育委員会の説明担当をされた方の父親は宮崎市出身で、私たちを大変懐かしがられ、何かの古を感じたものでした。

早速、資料に基づいて研修に入り、現在の史跡の保護管理は、基本的に国1件、県4件、町2件指定の古墳の史跡があり、国史跡烏土塚古墳は、石棺の保護の観点から石室を施錠し、教育委員会で鍵の貸し出しをしているとのことでした。

年間の見学者数は、国史跡烏土塚古墳は管理台帳の集計から、石室内の見学者数は平成24年度754人、平成25年度は1,009人で順調に伸びており、他の古墳等については自由見学であり、実数は不明とのことでした。

過去における開発行為による問題は、昭和40年代の前半に、国史跡烏土塚古墳が住宅開発で破壊の危機に瀕し、住民活動や当時の役場関係者の努力で守られ、発掘調査、国史跡指定、公有地化、史跡整備が図られ、これを契機に、昭和45年度には町文化財保護条例を制定、「平群史蹟を守る会」が発足し、文化財保護のPRと草刈り整備を進めているとの説明でした。また、昭和50年代前半には、圃場整備に際して中世の城郭が破壊され新聞ダネとなり、当時の町長が文化庁まで釈明に行っており、必ずしも順調にきたのではないとの説明でした。

古墳を活用した行事やイベントは、20年ほど前より、町内小学6年生を対象に文化財担当者の説明による古墳めぐりを実施しており、近年は観光ボランティアガイドの会に引き継がれ、6世紀前半から7世紀後半の時期と特徴の異なる3つの古墳の石室と石材産地

を巡り、扱う石の大きさや加工、石室規模の変化を実体験させているとのことでした。

毎年4月29日に開催している「へぐり時代祭り」と近畿日本鉄道のハイキング行事には、主要古墳を見学ポイントにして定点ガイドを実施しており、また、町内自治会等を対象としたボランティアガイドの会による古墳等の案内説明を行っているとのことでした。

年間を通じての維持管理の作業と費用は、一部の業者委託を除き、基本的には文化財担当職員が対応しており、国史跡烏土塚古墳の石垣の雑草除去委託費用約20万円、文化財担当者等の古墳整備関係費用として約2万円、「平群史蹟を守る会」の会員は年3,000円の会費で、町からの補助金は年額3万1,000円との説明でした。

今後の方針、取り組み等は、現状の維持管理作業の次期担当者への継承と、平成22年度より観光ボランティアガイド養成講座を年10回実施しているので、観光ボランティアガイドの会による案内説明の活発化を図っていききたいとのことでした。

現地視察では、古墳3箇所横穴式石室の石棺を見学、説明を受け、いずれも保存管理が行き届いていて、古墳時代の神秘的なイメージを体感することが出来ました。

最終3日目の岡山県高梁市成羽美術館の運営について報告いたします。

高梁市は、平成16年10月に1市4町が合併し、人口は約3万3,000人で、この地域は古来より備中の国として中核を占め、日本三大山城の1つである備中松山城は天空に浮かぶ城と称され、歴史あふれる城下町でもあります。

初めに、高梁市成羽美術館館長、学芸員の案内で、児島虎次郎展示室などを見学させていただきました。高梁市成羽美術館は、成羽町が生んだ洋画家、児島虎次郎の遺徳の顕彰とともに、市民に親しまれる美術館として昭和28年に開館し、その後、昭和42年に移転し、平成6年には、世界に誇れる日本の有名な建築家、安藤忠雄氏の設計による地下1階地上2階のコンクリート打ちっばなしの建物で、現在地に新築、開館されました。ちなみに、児島虎次郎画伯の妻は石井十次の娘ですので、高鍋町とは深い縁で結ばれております。

美術館の運営について、まず、指定管理での運営となった経緯は、平成6年の新築移転開館から管理受託者である財団法人、現在は公益財団法人成羽町美術振興財団（竹下内閣のふるさと創世事業の1億円を活用）が指定管理者となっているとのことでした。

費用対効果は、指定管理委託料及び展覧会開催時等に対する補助金は、ほぼ毎年同額で推移しており、協定により施設修繕等についての負担区分も定めており、また、設置目的を十分理解し、美術館管理のノウハウ等を有している現在の指定管理者に委託することにより、適切な管理運営と効果が得られ、活発な美術館活動を行うことができると判断しているとのことでした。

平成26年度事業に係る予算は、指定管理委託料2,560万円、特別展開催事業補助金2,170万円との説明でした。年間の入館者数は、23年度1万3,717人、24年度1万9,636人、25年度2万9,679人と、毎年大幅に増加しているとのことでした。

今後の方針、取り組み等は、今年度は美術館新築開館20周年、合併10周年の記念に当たるので、これを期に、美術館の特徴を生かした展覧会の開催を行うほか、収蔵品、絵画・彫刻、目録の見直しと、観光、成羽の新種化石についての基礎的な文献を作成するなど当館への理解を促し、その魅力をより発信できる事業を行い、今後のさらなる発展と活発な活動のための足がかりとしたいとの意欲的な説明でありました。

今回、3日間の行政調査を終え、いじめ対策、古墳などの文化財保護、美術館の運営に対する意識の高揚を、今後の高鍋町における行政改革の観点につなげ、さらに向上心を持ってこの町のために努力していきたいと痛感いたしました。

以上で、行政調査報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成26年3月1日から平成26年5月31日までの、主な政務について御報告申し上げます。

まず、「第3回高鍋大師花守山植樹祭」についてであります。3月9日、高鍋大師において開催されました。この植樹祭も3回目を迎え、今回は雑草を抑制し、のり面を保護するコグマザサ4,000本を住民約300人が植樹しました。参加された皆さんは、花木で彩られる花守山を楽しみにしながら丁寧に作業をされておりました。

次に、高鍋町体育館の新装開館についてでございますが、3月22日、老朽化しておりました町体育館の改修工事が終了し、防災備蓄倉庫を併設して新装開館いたしました。町民の皆様の健康増進、生涯学習の推進、また災害時の避難所や災害支援の拠点として大きな役割を果たすものと考えております。

次に、防災行政無線新システムの始動についてでございますが、アナログ方式からデジタル方式への移行に伴い、4月1日から新防災行政無線を起動いたしました。役場3階に親局を置き、平野部を中心に28の子局が設置されております。平成26年度においてさらに10子局の建設を行い、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、「第23回石井十次賞」贈呈式についてでございますが、4月11日、高鍋町中央公民館で開催されました。今回は、児童福祉事業に多大な御功績を残されております岡山県の社会福祉法人「南野育成園」が受賞されました。生誕記念式典では、献花や児童生徒による意見発表が行われ、高鍋町が生んだ孤児の父を偲びました。

次に、「近畿高鍋会」についてでございますが、5月24日、大阪市において総会を開催し、関係団体等を含め72名の参加者がありました。この会も本年で3回目を迎えました。事務局や会員様の御尽力により新たな会員もふえ、郷土会として着実に前進を続けておりますことに深い感銘を受けました。

次に、高鍋町津波避難訓練についてでございますが、5月25日、舞鶴公園ほか16会

場において津波避難訓練を実施し、26地区約1,700人の参加がありました。地域住民みずからが避難方法、経路について考えるよい機会となったのではないかと考えております。今後とも出前講座等により、津波を初めとしたあらゆる災害に対する住民意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から6月16日までの12日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から16日までの12日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第26号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第26号、専決第1号高鍋町税条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成26年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、この改正法が平成26年4月1日からの施行となり、税務事務に支障をきたすため専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正内容の主なもの、まず1点目は、居住用財産の買換え等及び特定居住用財産等の損益通算及び繰越控除及び阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例を、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

2点目は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年延長し平成30年度までとするものでございます。

3点目は、公害防止用施設、浸水防止用施設、ノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例措置を導入するものでございます。

4点目は、耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に係る固定資産税減額規定の適用を受けるための申告を規定するものでございます。

5点目は、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限を3年延長し、平成29年度までとするものでございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 議案第26号について詳細説明を申し上げます。

別添資料の新旧対照表の1ページから11ページも御参照いただきたいと思います。

まず、附則第6条関係については、居住用財産の買換え等の場合及び特定居住用財産の譲渡損失の場合の損益通算及び繰越控除についての特例が平成27年12月31日まで延長されましたが、町税条例の規定が課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。また、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額の特例についても同様でございます。

次に、附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による町民税の課税の特例であり、売却した肉用牛が免税対象の飼育牛である場合の町民税の所得割額を免除する期間を3年延長し、平成30年度課税分までとすることでございます。

次に、附則第10条の2の改正につきましては、地方税法附則第15条関係の固定資産税の課税標準の特例について規定するものであり、第1項は、水質汚濁防止法等に規定する特定施設を設置する工場等の汚水または廃液の処理施設で、省令で定めるものの償却資産の課税標準となるべき価格を3分の1を参酌して、6分の1から2分の1の範囲内において条例で定めるとあることから、3分の1としたものであります。その対象資産の取得期限は、平成28年3月31日まででございます。

同様に、第2項は、大気汚染防止法に規定する指定物質の抑制に資する施設について、課税標準となるべき価格を2分の1を参酌してとあることから2分の1とし、第3項は、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の抑制に資する施設について、課税標準となるべき価格を2分の1を参酌してとあることから、2分の1としたものであります。

第4項の下水道法に規定する除害施設については、4分の3でございます。

第5項は、浸水想定区域内の地下街等について、水防法に規定された浸水防止計画に基づき、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した浸水防止用設備に対して、5年度分について課税標準となるべき価格を3分の2を参酌してとあることから、3分の2とするものでございます。

第6項は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得した自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して、3年度分について課税標準となるべき価格を4分の3を参酌してとあることから、4分の3とするものでございます。

次に、附則第10条の3第9項については、地方税法の新設に合わせて新設するものであり、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等の固定資産税の減額措置が創設されたことにより、適用を受けるための申告を規定するものでございます。

減額となる規定の内容は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間で国の補助を受けて改修が行われた適合家屋の固定資産税を、2年度分について2分の1減額するものでございます。

次に、附則第17条の2につきましては、地方税法の改正に伴う適用期限の延長であり、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例が平成26年度までであるのを、平成29年度までとするものでございます。

次に、附則第21条以下につきましては、地方税法及び関係法律の改正に伴い整備するもので、条及び項等の改めや条ずれ等の措置を講じたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第26号専決処分承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 3月31日に提示されたことによる専決との提案でしたけれども、この案件内で、幾つの事案が高鍋町に直接関係する事項となっているのかをお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 今回の税条例等の改正に伴う内容で、高鍋町に直接関係する事項といたしましては、附則第6条から第6条の3については制度改正に伴うものではないです。

附則第8条は免税牛に関する内容であり、牛農家等に関係がございまして。

附則第10条の2の改正のうち、第1項の水質汚濁防止法等に関する施設、設備については、償却資産の申告がございまして。

同条第2項から第5項につきましては、本町には関係はございまして、該当する施設は現段階ではないと判断しております。

第6項につきましては、現段階の把握はできておりません。

附則第10条の3第9項に関する建築物は、現段階ではないと判断をしております。

それから、附則第17条の2につきましては、土地の造成及び譲渡に係るものであり、現段階での把握はできておりません。

その他の内容につきましては、本町に関係ある事項ではございまして、直接的な関係はないと判断しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の説明を聞くと、高鍋町でこれからの問題であり、なかなか把握しづらいということの答弁だったと私はそういうふうに思っておりますが、私は、ちょっと気になっているのは、新設された固定資産税の減免に関して、耐震の問題で、やはり、かなり高鍋町も耐震の問題に対して戸別住宅に関してもやっております。そういうところもこれは反映するのかどうかということが、これじゃちょっと見づらい部分があるわけです。今までずっと補助金を出して、高鍋町も耐震補強に対する、やってるのを2件とか、やっぱりそういうのをずっとやってきてるわけです。これからも引き続きそれをやりたい

ということで町長も答弁をされておりますので、そういうのも対象になるのかどうかということをお答えいただきたいと思うんですが、ただ、法人とかそういう部分だけなのか、そこをちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 今回の対象となる耐震改修の件につきましては、これは要安全確認計画記載建物等ということでございまして、旅館とかホテル、そういった指定される建物のことございまして、一般でいう耐震改修につきましては、もう既に条例等で制定をしています。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 今の質問の答弁でございますが、今までの耐震工事をされた方が何件かございますが、それが対象になるかということでございますが、それは対象になりません。

その理由としましては、耐震改修促進法の改正が平成25年の11月に施行されております。その中で、今までの耐震改修促進法と変わったところが、先ほど税務課長が言いました要安全確認計画記載建物ということになっております。これは何かといいますと、緊急輸送路、緊急避難道路の沿道沿いに建ってる条件があるんですけど、その建物を耐震検査をし、耐震改修工事までを行った所有者が減免の対象になるということです。そのためには、耐震改修促進計画というのをつくらなければいけないんですが、この件につきましては宮崎県も策定しますし、高鍋町も策定する予定です。宮崎県におきましては平成27年度末に策定完了予定となっておりますので、その計画に基づきまして本町も計画していきたいと思っておりますので、その後においては減免の対象の建築物が出てくる可能性はあると判断しております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今答弁がありましたから、その日程的な問題だけちょっと聞いておきたいと思っております。

やはり、それがスキーム的に、流れ的に、結局、順番がある程度密になっていないと、今年中に間に合わないとか、せっかくこういう条例を作ったにもかかわらず適用されないという状況になってくると、非常にまずいんじゃないかなというふうに私は思うんです。だから、それから考えると、もう今6月ですので、早い段階でしてあげないと、そういう、もし建物が存在するとしたら、やっぱりそれは対象外になってしまいかねないということになってくると、非常に問題が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、流れ的にはどういった形で、いつまでということ考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 先ほど申しましたとおり、緊急避難道路、緊急輸送路がメインの道路沿いに建っている建築物が対象となります。皆さん御存じかと思いますが、建物が倒壊して道を塞いだときに緊急避難、緊急輸送ができないということが前提になっていると考えております。

それにつきましては、宮崎県が平成27年度末までに策定するというので、その中には、高鍋町にも県道が幾つかございますが、その県道が全てその対象の道路になるのか、そのうちの一部なのか、そういうのも当然出てくると考えております。その町内の県道につきましても、高鍋町の計画にも当然整合性を図る必要がございますので、今の段階では、平成27年度以降に高鍋町の改修計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税条例等の一部改正については、承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案第27号

○議長（山本 隆俊） 日程第5、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第27号、専決第2号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成26年3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、この改正法が平成26年4月1日からの施行となり、税務事務に支障をきたすため専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の内容でございますが、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に引き上げる



ものでございます。

また、国民健康保険税の減額基準につきましては、5割軽減の対象となる世帯所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に改めるものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 議案第27号について詳細説明を申し上げます。

国民健康保険税の課税限度額は平成23年度に引き上げられて以降据え置かれていましたが、平成25年12月に可決成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律——いわゆるプログラム法に課税限度額の引き上げ方針が盛り込まれたことなどを踏まえ、このたび地方税法の改正が行われました。

改正の内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置は、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する仕組みとなっていますが、社会保障制度改革のプログラム法に低所得者の負担軽減の方針が盛り込まれたことを踏まえ、今回改正されたものと考えます。

改正の内容は、軽減判定所得の算定方法の変更であり、5割軽減となる所得の算定における被保険者の数に、これまで除かれていた世帯主を含めたことで、24万5,000円が加算されることとなります。また、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者の数に乗ずる額を35万円から45万円にすることで、被保険者一人あたり10万円が加算されることとなります。

また、18条の改正については、地方税法施行規則の改正に伴う条ずれの措置でございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 条例変更に伴う対象世帯はどのくらいと算定されておりますか。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（川野 和成君） 今回の国民健康保険税条例の改正に伴い、対象となる世帯につきましてでございますが、国民健康保険税の課税限度額に関しましては、後期高齢者支援金等課税額について、改正前の規定による算定では210世帯に対しまして、改正後の規定による算定では159世帯となり、51世帯の減。介護納付金課税額については、改正前の算定では51世帯に対しまして、改正後の算定では30世帯となります。

次に、低所得者に対する軽減措置に関しましては、2割軽減となる世帯が改正前の算定では454世帯に対しまして、改正後の算定では426世帯となり、5割軽減となる世帯数は改正前の算定では268世帯、改正後の算定では506世帯であります。なお、5月22日現在の申告書に基づいて算定したものでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数と認めます。したがって、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、承認することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。11時10分から再開します。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

---

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 報告第4号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、報告第1号平成25年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから日程第9、報告第4号平成25年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成26年度会計予算についてまで、以上4報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第1号平成25年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから報告第4号平成25年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成26年度会計予算についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成25年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、子育て支援給付システム改修事業ほか12件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

口蹄疫復興ファンド支援事業、森林整備加速化林業再生事業、町単独道路改良事業、社会資本整備総合交付金事業につきましては12月議会で、それ以外の9件につきましては3月議会において、それぞれ繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第2号平成25年度高鍋町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、社会資本整備総合交付金事業につきましては、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。これにつきましては、3月議会において繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第3号平成25年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成26年度会計予算について及び報告第4号平成25年度株式会社高鍋めいりんの里会計決算及び平成26年度会計予算についてまででございますが、これにつきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、4件につきまして御報告を申し上げます。

---

#### 日程第10. 同意第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の萱嶋稔氏が、平成26年6月30日をもって任期満了になりますことに伴い、新たに島埜内遵氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） それでは、略歴を御紹介いたします。

氏名、島埜内遵、生年月日、昭和28年8月14日、現住所、高鍋町大字北高鍋3163番地5、最終学歴、昭和51年3月宮崎大学教育学部卒業、職歴等、昭和51年4月南郷村立南郷中学校教諭、昭和56年4月日向市立美々津中学校教諭、平成3年4月西都市立妻中学校教諭、平成10年4月新富町立富田中学校教諭、平成13年4月高崎町

立笛水中学校教頭、平成16年1月清武町立加納中学校教頭、平成17年4月延岡市立浦城中学校校長、平成20年4月西都市立三財中学校校長、平成22年4月西都市立穂北中学校校長、平成24年4月高鍋町立高鍋西中学校校長、平成26年3月退職で、現在に至っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

#### 日程第11. 同意第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第11、同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由を説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第2号公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現委員の御手洗精一郎氏が平成26年6月17日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を公平委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めます。

このことにつきまして御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第2号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

---

### 日程第12. 議案第28号

○議長（山本 隆俊） 日程第12、議案第28号高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第28号高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） それでは、詳細説明を申し上げます。

工事名は、高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事、工事場所は、高鍋町大字上江8437番地、契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億5,442万9,200円、契約の相手方は、住所、高鍋町大字南高鍋8814番地1、名称、株式会社山口鉄工建設、代表者、代表取締役山口順一でございます。

なお、この工事につきましては、平成26年5月15日に、指名業者4社による指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げます。株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、株式会社岩切建設、有限会社松浦工務店。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。議案第28号高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負契約について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 入札に当たり、最低価格、最高限度額及び公契約に関して、賃金などについて確認などはなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 今の御質問の意味は、多分、予定価格と最低制限価格のことではないかと思っております。

予定価格については今回設定をしております。その金額ということではないんですね。予定価格を設定してあるかどうかですね。（発言する者あり）予定価格は設定してございます。それと、最低制限価格につきましても設定をさせていただいております。それと、これ、賃金のことについては……。 （発言する者あり）3月議会でそういう意見書が採択されたことは知っておりますが、まだそういう明文化したものとかはございません。従来どおりの設計でやっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号高鍋町庁舎耐震補強及び大規模改修事業建築改修工事請負契約については、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第13. 議案第29号

日程第14. 議案第30号

日程第15. 議案第31号

日程第16. 議案第32号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第13、議案第29号町道路線の認定についてから日程第16、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上4件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第29号町道路線の認定についてから議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第29号町道路線の認定についてでございますが、本案につきましては、東光寺鬼ヶ久保線の路線が決定いたしましたので、町道として認定するため道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、介護認定審査会委員が総会及び現任研修会等の審査会以外の会議に出席したときの報酬を、会議の内容に鑑み改正す

るものでございます。

次に、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、これにつきましては、地方税法等の一部改正に伴い、高鍋町税条例等について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、地方法人税の創設に伴う法人町民税法人割の税率引き下げ、児童福祉法の規定に基づく小規模保育事業の認可を得たもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく認定こども園の認可を受けたものの事業に係る固定資産税の非課税措置、軽四輪車等に係る※軽四輪車税標準税率の引き上げ及び新規車両番号の指定から13年を経過した三輪以上の軽自動車に対する税率の特例措置でございます。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,044万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億2,244万2,000円とするものでございます。

補正の主なものは、広報番組放送事業委託、スポーツ合宿補助金、消費者行政活性化基金事業、長寿社会づくりソフト事業費補助金、農地中間管理機構事業、埋却地再生整備工事、消防ポンプ自動車購入、洪水ハザードマップ作成委託、高鍋町育英会出資金、コミュニティ助成事業補助金、石井十次没後100周年行事補助金等でございます。

財源といたしましては、国県支出金、寄付金、繰越金、諸収入及び町債でございます。合わせまして、地方債につきまして消防ポンプ自動車購入事業に伴う追加を行うものでございます。

以上、4件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

失礼しました。軽四輪等に係るというところから「軽四輪車税」と言ったそうですが、「軽自動車税」に変えていただきたいと思います。

以上です。

---

### 日程第17. 請願第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第17、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出について、紹介議員は岩崎議員と私、中村末子でございます。

今回、紹介議員になるに当たり、社会福祉法人宮崎県聴覚障害者会の理事長であります安藤氏より何点か文書を介して聞き取りを行いました。

手話は言語として法で整備されていないこともあり、聴覚に障害を持たれている方々はボランティアなどによる手話教室などで手話を取得する方法が一般的でした。

また、聴覚に障害を持たれている専門学校——いわゆる聾学校などでも手話での会話が

※後段に訂正あり

禁止されていた歴史もあります。現代ではようやく手話によるコミュニケーションがある程度は普及されてきましたが、法整備が整っていないため限界もあるようです。

しかし、2006年12月には、国連において障害者権利条約で「手話は言語である」ということが明記され、日本政府も2014年、今年1月20日によりやく批准されました。日本政府は、すべての障害者は可能な限り言語、手話を含んだ言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。

しかし、この定めだけでは、地方自治体が独自に条例などを定めても、学校教育との関連で予算的にも非常に意味合いがなくなり、実行力に乏しいことは禁じえません。

したがって、国での「(仮称)手話言語法」として定められることにより、聴覚障害者のさらなる社会進出及びあらゆる場面で手話が広く公認されることにより、格差是正が進むものと考えられます。

この問題は全国的に広がりを進め、1日も早い法整備を促す意味で、全国的に一斉に自治体へ意見書の提出を請願で行うものであります。

高鍋町でも耳マークが置かれており、筆談などによる聴覚障害者への対応は早い段階で、八代議員からの質問以降整備されました。議員各位におかれましては、このような聴覚障害の実態を改善していただければと考えて、提案理由の説明といたします。

○議長(山本 隆俊) 以上で紹介議員の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本 隆俊) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長(山本 隆俊) 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。

この後、議員協議会を行います。40分に開会しますので、第3会議室にお集まりください。

午前11時34分散会

---